10月定例総会議事録

1 日 時 令和元年10月25日(金) 午後1時30分~

2 場 所 本庁5階 大会議室

3 議 題 別紙のとおり

4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下靜江 塩原 正

古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝靜夫 塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山﨑憲一 赤羽 功 荒川浩一 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄 神戸 博

橋戸 勝 長尾正公

5 欠席委員 なし

6 事務局員 溝口局長 川上係長 宮原主査 中澤主事

7 協議内容

(1) 開 会 二木会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号13番の小澤委員 と14番の塚原委員にお願いします。
- ① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

 塩尻地区
 全1件 承認
 片丘地区
 全2件 承認

 広丘・高出・吉田地区
 全1件 承認
 洗馬地区
 全2件 承認

 宗賀・楢川地区
 北小野地区

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します下西条〇〇〇番の樹園地、面積3,888㎡の内1,500㎡を下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘○○○番地にお住まいの○○○さんが所有します片丘○○○番の畑、面積676㎡を片丘○○○番地にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は、○○○へ売却予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ·委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 贄川〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、面積3,361㎡を片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇へ売却予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村○○○番地にお住まいの○○○さんが所有します広丘野村○○○番の畑、面積2,500㎡を広丘野村○○○番地にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は○○○さんが耕作予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ·委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇○さんが所有します洗馬〇〇〇番の田435㎡ 外2筆、合計面積4,883㎡を洗馬〇〇〇番地にあります〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇 さんが耕作予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。同じく6番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 諏訪市○○○番地にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○番の畑、 面積2,000㎡を洗馬○○○番地にあります○○○さんが借りて耕作していまし たが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は予定がありますが 詳細は分かりません。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願い します。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。

- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

 塩尻地区
 片丘地区

 広丘・高出・吉田地区
 洗馬地区
 全1件 承認

 宗賀・楢川地区
 北小野地区

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 諏訪市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑、面積2,000㎡を、洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ③ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区 全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区 全1件 承認
宗賀・楢川地区 全1件 承認	北小野地区 全1件 承認

- ・塩原議長 1番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する北小野〇〇〇番外1筆の畑33㎡外1筆、合計面積199㎡を、岡谷市〇〇〇番にお住いの〇〇〇さんに所有権移転し、農家住宅用地として農地転用するものです。この農地は、都市計画区域外です。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑、面積 864㎡の内482㎡を、広丘原新田〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんに使用賃貸借 権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この農地は、都市計画区 域外です。農地区分は、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく、 周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたし ました。総会の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員举手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑、面積 340㎡を、宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんに、農家住宅用地として使用 賃貸借権を設定し、農地転用するものです。この農地は、市街化調整区域です。 農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが集落に接 続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がなく不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- · 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 この案件は、追認申請です。平成30年12月の定例会に申請した議案の当初面積228㎡を218㎡として変更申請するものです。松本市○○番地にお住いの○○さんが所有する片丘○○番の畑、面積228㎡を218㎡に変更し、松本市○○にお住まいの○○○さんに住宅用地として所有権移転し、農地転用するものです。変更理由につきましては、隣接する片丘○○番地にお住まいの○○○さんが所有します擁壁の一部が越境していたため、その部分を申請地から除くものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ④ 議案第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

 塩尻地区
 全2件 承認
 片丘地区
 全1件 承認

 広丘・高出・吉田地区
 全5件 承認
 洗馬地区

 宗賀・楢川地区
 北小野地区
 全1件 承認

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 9件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

議案第5号 農地法第4条の規定による届け出について (5) ______ 片丘地区 塩尻地区 広丘・高出・吉田地区 全2件 承認 洗馬地区 宗賀・楢川地区 北小野地区 【報告】 事務局 川上係長 4条届出 2件 報告。 ・塩原議長 はい。今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。 ⑥ 議案第6号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について 塩尻地区 片丘地区 片丘地区 広丘・高出・吉田地区 洗馬地区 宗賀・楢川地区 全1件 承認 北小野地区 【報告】 事務局 川上係長 4条農業用施設の届出 1件 報告。 ・塩原議長 はい。今事務局から説明がありました。本案件は農業用施設の届出ですので可と いたします。 議案第7号 農地法第5条の規定による届け出について 片丘地区 広丘・高出・吉田地区 全6件 承認 洗馬地区 宗賀・楢川地区 北小野地区 【報告】 事務局 川上係長 5条届出 6件 報告。 ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。 (8) 議案第8号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について 塩尻地区 片丘地区 全2件 承認 広丘・高出・吉田地区 全2件 承認 洗馬地区 全1件 承認 _____ 北小野地区 宗賀•楢川地区 ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。 ・竹淵委員 ○○○が所有します、片丘○○○番の畑、面積2.131㎡を自作地売買、保有合 理化促進事業で片丘○○○番地にお住まいの○○○さんに所有権移転するもの です。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。 ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょか。 委員 (「異議なし」の声) ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。 ·農業委員 (全員挙手) 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。 ・塩原議長 ・三溝委員 松本市○○○にお住まいの○○○が所有します洗馬○○○番の田、面積1,253 ㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転するものです。地 区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。 ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ·農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、 1,239㎡外1筆、合計面積1,569㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に 所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願 いします。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ·農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。4番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇番の田、1,111㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ·農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。5番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇番の 畑953㎡外2筆、合計面積1,968㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に 所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょか。
- ・酒井委員 持っている面積が1,774㎡で売る面積が1,968㎡で、売る方を引いてこの面積 をもってきているのですか?
- ・宮原主査 今実際に耕作しているのが1,774㎡で外に貸している部分がありましてその部分を売るということです。
- ・酒井委員 貸しているということは、自分の面積だよね。
- ・三溝委員 耕作が1反7セで貸しているのが1反9セです。
- ・酒井委員 分かりました。
- ・塩原会長 その他にご意見、ご質問ありますか?なければ、ないようですので挙手にて 承認をとります。
- 農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長本件は承認されました。
- ⑨ 議案第9号 農地利用集積計画について

塩尻地区 片丘地区 全2件 承認

 広丘・高出・吉田地区
 全1件
 承認
 洗馬地区
 全2件
 承認

 宗賀・楢川地区
 北小野地区

- ・塩原議長 片丘地区からお願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区新規面積1,955㎡筆数2、再設定は0です。合計面積1,955㎡筆数2地区 会としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区新規面積筆数2,975㎡の筆数1、再設定面積筆数は0です、合計面積筆数2,975㎡の1筆すべて可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区新規面積2,981㎡筆数2、再設定面積筆数は0です、合計面積筆数2,981 ㎡2筆、すべて可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 新規合計 7,911 ㎡筆数 5、再設定面積筆数なし。総合計 7,911 ㎡筆数 5 すべて 可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- 事務局宮原 (3件3筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ·農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

- ①松本農業改良普及センター (北澤氏による概況説明)
- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・酒井委員 県の緑肥の補助金をいただく時に、ギャップの項目を1項目ずつ3項目か5項目 をクリアしなければならないんですが、その認証の補助金を出してもらえない かどうかお聞きしたい。
- ・北澤氏 そういった補助金はございません。
- ・酒井委員 だったら、ギャップをやっている価値がないと思う、ただ、補助金を出すに ついて、県から締め付けを農家にさせるだけで、意味がないと思う。
- ・北澤氏 緑肥の状況をお聞きして、持ち帰らせていただきたいと思います。
- ・塩原議長 緑肥の補助もらうに、ギャップのその項目クリアの条件はありましったっけ?
- ・酒井委員 あります。県です。ギャップの項目をクリアしなければいけないです。
- ・塩原議長 ほかに意見質問ありますでしょうか。
- ②農業委員視察研修について(溝口局長説明)
- ③そば栽培について(溝口局長説明)
- ④農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について (溝口局長説明)
- ⑤その他

- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。
- (5)閉 会 二木会長代理

午後3時23分終了